

追手門学院 ソーシャルメディアポリシー

[2012年6月15日制定]

(目的)

学校法人追手門学院（以下「学院」という。）は、教職員がソーシャルメディアを利用し、学院の公式アカウント、個人アカウントに関わらず情報発信する場合の遵守すべき姿勢・行動について示し、一人ひとりの情報発信や対応が大きな影響を持つことを自覚し、かつ責任を持つことを目的に本ポリシーを定めます。

(定義)

このポリシーにおいて、次に掲げる用語の意義は、各々に定めるとおりとします。

- (1) ソーシャルメディア インターネットにおいてウェブ技術を利用して、個人の発信をもとに不特定多数のユーザーがコミュニケーションを行うことが可能なメディアをいいます。
- (2) 教職員等 学院の役員、教職員その他学院の業務を行うすべての者とします。

(基本ポリシー)

基本ポリシーは、以下のとおりとします。

- (1) ソーシャルメディアの利用時にあつては、日本国の法令（渡航時にあつては諸外国の法令）を遵守し、「追手門学院倫理憲章」ならびに「追手門学院個人情報の保護に関する規則」に基づいた“ユーザーとの適切かつ質の高いコミュニケーション”の実現を目指します。
- (2) 学院の教職員としての自覚と責任を持った情報発信や対応を心がけ、ユーザーに誤解を与えないよう注意します。
- (3) 著作権や肖像権など、他者の権利や人権を侵害することのないよう細心の注意を払います。
- (4) 運用マニュアル等を作成し、ソーシャルメディアの特性を考慮した確実な情報発信を心がけます。
- (5) ユーザーの声を聞く傾聴・尊重の姿勢を忘れないようにします。
- (6) インターネットには不特定多数の人がアクセスできること、公開された情報は完全には削除出来ないことを理解・認識し情報発信を行います。
- (7) ソーシャルメディアに参加することにより、学び得た情報や経験などを広く学院内外に還元することで、多くの個人やコミュニティの成長に貢献します。

以 上